

■【トピックス】
ターニング・ポイント？



1月19日に沖縄県名護市の市長選挙が行われました。結果は辺野古への米軍基地移設反対派の現職の稲嶺氏が勝利しました。

昨年末に仲井真沖縄知事が上京して安倍政権と、沖縄振興策と基地負担軽減策で合意していました。

それにもかかわらず、基地移設賛成派の候補は勝つことができませんでした。名護市民が示した民意が、安倍政権のターニング・ポイントになるかもしれませんね。

■【ビジネス・アイ】
税法の適用日！

社長 「平成26年度の税制改正で、ゴルフ会員権やリゾートクラブ会員権の売却損が給料とかと相殺できなくなるみたいだね」

花野 「そうなんですよ。4月1日以降の譲渡から、他の所得とは損益通算できなくなるんですよ」

社長 「それにしても4月1日からって中途半端だね。来年の1月1日からの取引にした方が分かりやすよね」

花野 「通常のスケジュールであれば、2月の初めに国会に上程された改正税法は、3月の終わりには成立しますから4月1日からの適用ということなんです」

社長 「そうか法律が成立するタイミングに合わせているんだね」

花野 「そうなんです。日本は租税法定主義といって、原則、法律で決めないと税金は課税することができないんですよ」

社長 「原則ということは、例外があるの？」

花野 「はい、納税者に有利な場合は遡って適用できる場合もあります。ただ過去に一度、平成16年度改正の時に納税者が不利になるにもかかわらず遡って適用されたことがありました」

社長 「そんなことがあるんだね」

花野 「当然裁判になりました。一番では勝った納税者も最終的には納税者が負けてしまいました」

社長 「それはおかしいね。法律を遡って適用するなんてね。」

■【今月のキーワード】

租税法定主義

税金は、国が公共サービスを提供するための原資となるものです。その課税および徴収は、国民から国へ強制的に富を移す行為のため、必ず法律に基づかなければなりません。このことを租税法律主義といいます。換言すれば、法律によらなければ国家は国民に税金を課すことはできません。

憲法第84条でも「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めて、租税法律主義を明確に定めています。

■【今月の1冊】

『言葉ひとつで「儲け」は10倍!』

岩波貴士 著

青春出版社 ¥1333

良い商品であれば、必ず売れるという訳ではありません。商品や製品が良いことは大前提として、どうしたら売れるかが問題ですね。

そこでものを言うのが、キャッチ・コピーをはじめとした言葉の力です。買う立場にたった心理学を応用した一言が力を発揮します。どうしたらそんな言葉を紡ぎだせるのか“販売心理学”に基づき解説しています。



■【編集後記】

昨年買い換えた新車に、ドライブレコーダーを取り付けました。車にはあまり乗らないほうですが、万が一に備えて保険のつもりで付けてみました。ドライブレコーダーを付けても安全運転に徹しようと思います。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 83（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL052-205-6361 FAX052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>